

## 「食の都庄内」サポーター募集・登録要領

### (趣旨)

第1条 「食の都庄内」づくりに賛同し、庄内地域の多彩な食材と豊かな食文化の価値を理解し、それぞれの立場で庄内の食の魅力を発信する「食の都庄内」サポーターを募集し、登録する。

### (登録の要件)

第2条 「食の都庄内」サポーター(以下「サポーター」という。)とは、第1条の趣旨に基づき、以下の取組みを行う個人とする。

- (1) 庄内の食材、料理、加工品などの積極的な利用
- (2) 庄内の食文化に関する活動への参加
- (3) ブログ、ホームページ、SNS、口コミなど様々な手段による情報発信

### (「食の都庄内」サポーターへの支援等)

第3条 「食の都庄内」ブランド戦略会議(以下「戦略会議」という。)は、サポーターに対して次の支援を行う。

- (1) 庄内の食材と食文化、「食の都庄内」に関連するニュースやイベントなどの情報提供
- (2) 戦略会議が主催する各種イベント等の案内

### (サポーターの登録)

第4条 サポーターとして登録を希望する個人は、別紙登録申込書(様式1)を、電子メール、郵送、FAX等により戦略会議事務局(山形県庄内総合支庁地域産業経済課)へ申込むものとする。

### (登録内容の変更)

第5条 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに電子メール等で変更内容を事務局に報告するものとする。

### (登録の取り消し)

第6条 登録の取り消しを希望する場合は、電子メール等で事務局に報告するものとする。

2 戦略会議は、次のいずれかに該当すると判断した場合は、登録を取り消しすることができる。

- (1) 連絡先(メールアドレス)の変更等により連絡不能となった場合
- (2) サポーターの言動が「食の都庄内」の趣旨に反することが明らかになった場合
- (3) その他、戦略会議がサポーターとして不適切と判断した場合

### (その他)

第7条 その他この要領の実施に関し必要な事項は、戦略会議会長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成28年6月17日から施行する。